

# 平成30年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（2月5日）

招集告示	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	10
閉会の宣告	23

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第489号

平成30年1月26日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会

議 長 小 泉 文 子

平成30年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から平成30年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する  
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

平成30年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成30年2月5日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

アクアセンターあじさい2階会議室

平成30年1月26日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管 理 者 清 水 聖 士

# 平成30年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

平成30年2月5日(月)

午後3時開会

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について

日程第4 議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(12名)

1番	野上陽子	議員	2番	小田川敦子	議員
3番	石井昭一	議員	4番	針貝和幸	議員
5番	秋谷公臣	議員	6番	日下みや子	議員
7番	佐藤誠	議員	8番	田中和八	議員
9番	日暮栄治	議員	10番	土屋裕彦	議員
11番	石井恵子	議員	12番	小泉文子	議員

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

管 理 者	清水聖士	君
副 管 理 者	秋山浩保	君
副 管 理 者	伊澤史夫	君
監 査 委 員	河合謹爾	君
会 計 管 理 者	小高仁志	君
事 務 局 長	渡邊忠明	君
事 務 局 次 長	篠藤和夫	君
総 務 課 長	金井正	君

あじさい 所長	篠 藤 和 夫 君
しらさぎ 所長	笠 井 雅 之 君
周辺整備室長	川 名 雅 之 君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	荒 卷 幸 男
白井市環境課長	川 上 利 一
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中 川 聡

---

事務局職員出席者

しらさぎ 所長補佐	鈴 木 朋 彦
総務課庶務係長	栗 原 稔
総務課庶務係主査	塩 澤 義 隆

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（小泉文子議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上2件であります。配付漏れはないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（小泉文子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

それでは、ここで、本年1月11日から監査委員となりました河合謹爾監査委員に、自席にてご挨拶をお願いしたいと思います。

○監査委員（河合謹爾君） 紹介をいただきました河合でございます。白井市の代表監査委員を務めております。今回は、当組合の監査委員を仰せつかりました。当組合の事業並びに財務に関する執行が適切に行われるよう職責を全うしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小泉文子議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小泉文子議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、11番、石井恵子議員、1番、野上陽子議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（小泉文子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎管理者招集挨拶

○議長（小泉文子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

清水管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成30年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件であります。議案の説明に先立ちまして諸般の報告をさせていただきます。

先ほどご紹介がありましたように、今議会からは白井市より推薦されました河合謹爾氏を新たに監査委員としてお迎えすることになりました。河合監査委員におかれましては、当組合の適切な運営にご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、鎌ヶ谷市の平成29年12月議会において特例措置を延長する条例が可決されたことから、組合においても同様の特例を定めるものでございます。

具体的には職務の級が3級以上の職員について、平成30年4月1日から同年9月30日までの間及び平成31年4月1日から同年9月30日までの間、給料月額を100分の2減額しようとするものでございます。

次に、議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。

まず、平成30年度予算につきましては、構成市の厳しい財政状況に鑑み、歳出の削減に努め、構成市の負担金の増加を抑制し、平準化を図ることといたしました。また、各施設につきましては、安全で安定した施設の運営を推進するため、設備の老朽化や機能低下に伴う修繕を計画的に実施するとともに、各事業に対しては業務の見直し、廃止を含め長期的な視点に立ち、徹底した歳出削減に取り組み、効率的で効果的な予算とすることを目標に編成をいたしました。

平成30年度の一般会計予算につきましては、歳入歳出とも30億8,125万4,000円となり、前年度と比較して、額で9,172万7,000円、率にして3.1%の増額予算となっています。

続きまして、歳入歳出ごとの主なものをご説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金は、ダイオキシン類対策事業に係る地方債の元金償還が始まることから、構成市負担金において前年度比8,148万6,000円増の25億6,089万3,000円となっております。

歳出につきましては、ごみ処理費では一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）等策定業務委託及び施設長寿命化計画策定業務委託を計上したことに伴い、前年度比で4,910万7,000円の増となりました。

周辺整備費では周辺整備事業の土地の購入に係る経費として不動産鑑定評価委託、物件調査業務委託及び分筆測量業務委託並びにさわやかプラザ軽井沢の劣化状況診断業務委託を計上しております。

公債費では、ダイオキシン類対策事業に係る平成27年度借り入れ分の元金償還が始まることから、前年度比で8,935万1,000円の増となっております。

以上が、このたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（小泉水子議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、組合職員の給与の支給につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくことから、組合におきましても、給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めるものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は職員の給料の特例を定めたもので、第1項は、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間及び平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間、職務の級が3級以上である者に対しましては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減じた額を給料として支給することを定めたものでございます。

第2項は、退職者に対する規定を定めたもので、第1号は公務災害等による退職者につきましては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を、第2号は結核性疾患または心身の故障による退職者につきましては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に100の80を乗じて得た額を、第3号は刑事事件に関し起訴された場合は、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に100分の60以内を乗じて得た額を減じて支給することを定めたものでございます。

第3項は、給与が減ぜられて支給される適用職員、第4項は育児休業の部分休業、第5項は介護休暇及び介護時間の承認を受けている者の勤務1時間当たりの給与額の算定を定めたものでござい

ます。

第2条は、給与の減額に当たって生じた端数処理の方法を定めるものでございます。

第3条は、給料の減額に当たって、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には適用しないことを定めたものでございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項は、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。附則第2項では、平成28年5月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例につきましては、廃止することを規定しております。

以上で議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 柏市の日下みや子です。ただいま議題となりました議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例について伺います。

1点目は、議案は職員の給与について平成30年度及び31年度の2年間の前期半年間を2%削減するというもので、その理由を給与水準の適正化を図るとしていました。その適正化とはどのような内容なのかをお示しいただきたいと思えます。

2点目は、削減による影響額はどれぐらいか。モデルケース等で示していただきたいと思えます。また、28年度、29年度も同様の特例条例で給与が削減されていますので、その影響額もお示しいただきたいと思えます。

以上、2点お願いします。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第1号のご質疑につきましてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。初めに、1点目の給与水準の適正化の内容につきましてお答えを申し上げます。

当組合の給与条例は、鎌ヶ谷市職員の給与条例を準用しておりますが、鎌ヶ谷市の給与制度は千葉県を基本としてございますので、適正化の基準は千葉県の給与水準と考えてございます。

次に、2点目の影響額のモデルケースでございますが、平成30年度及び平成31年度の影響額につ



きまして、削減の対象となる3級職以上の職員1人当たりの平均年間影響額でお答えいたします。

平成30年度は削減の対象となる3級職以上の職員は20名で、職員1人当たりの平均年間影響額は4万4,678円、平成31年度は対象職員は20名で4万5,118円と試算しております。また、平成28年度からの影響額につきましては、平成28年度は実績で対象職員19名で4万5,252円、平成29年度の対象職員は20名で4万4,260円と試算しております。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 1点目、職員給与2%削減について、千葉県の給与水準との比較の根拠にして、今答弁ありましたけれども、千葉県の給与水準ということだったのですが、その比較の根拠にしているのがラスパイレス指数です。この指数には欠陥があり、県ランキングを示しておりますけれども、これは不当なものであります。その不適当な比較に対応して給与削減をする必要があるのか。必要はないと思うのですけれども、ご答弁いただきたいと思います。

2点目、ラスパイレス指数が高いとランクづけされた自治体が全て賃金の削減を行っているのでしょうか。行っていない自治体もあるのではないのでしょうか。

以上、2点お答えください。

○議長（小泉文子議員） 総務課長。

○総務課長（金井 正君） ご質疑の2点についてお答えいたします。

1点目のラスパイレス指数による給与削減の是非についてでございますが、ラスパイレス指数は手当を対象とせず、給料のみを比較したものであり、各団体固有の職員構成を考慮しない点や、国は局長などの指定職を除いて算定している点等、幾つかの問題点が指摘されている指数ではありますが、県内市町村との給与水準の比較では一つの目安になるものと考えています。また、当組合の給与条例は、鎌ヶ谷市給与条例を準用していることから、鎌ヶ谷市が実施する給与水準の適正化及び歳出削減の必要な措置として実施するものと考えています。

次に、2点目の自治体独自での賃金対策についてでございますが、ラスパイレス指数が高くても給与の削減措置を実施していない団体もあるようですが、一方で鎌ヶ谷市のほか削減措置を実施している団体もあり、おのおの団体の事情によりさまざまな状況となっているものと考えてございます。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案第1号について反対討論を行います。

質問は28年度からの影響額について伺いましたが、当組合職員の給与は鎌ヶ谷市に準ずるということで、25年度、26年度、27年度と毎年1年間の給与について1%の削減が行われています。したがって、この条例案が可決されるならば、7年間にわたり毎年約4万5,000円程度の給与の減額が3級職以上の職員に対して適用されることになります。

ラスパイレス指数とは国家公務員を100とした場合の給与水準を示すもので、算出方法は一般行政職について国と地方公共団体の職員構成を学歴別、経験年数に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、答弁にもありましたように、極めて一面的な指数にすぎません。

そもそも職員給与について政府は、地方公務員法の第14条、情勢の適応の原則とした人事委員会の勧告に従って改正を求めてきました。ラスパイレス指数はそれにも反するものであり、給与改定の理由にする法的な根拠はありません。政府は、この間、公務員と民間を含む賃金抑制政策を進めてきました。地方の民間賃金に重大な影響を及ぼす地方公務員の賃金水準の引き下げは地域経済にも深刻な影響を与えます。とりわけ安倍政権になって5年間働く人の実質賃金は、年額で15万円減り、実質消費支出は20万円減りました。格差が拡大し、貧困が悪化しています。それは、またデフレ脱却を目指す安倍政権の経済政策と照らしても、今回の削減が矛盾するものであることも指摘せざるを得ません。

地方公務員の給与決定は、自治体の自己決定が尊重されるはずであり、給与削減は道理に合わないものであり、反対をいたします。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉文子議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（小泉文子議員） 日程第4、議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算に

ついてご説明申し上げます。

平成30年度の予算編成に当たりましては、構成市の厳しい財政運営を十分認識し、構成市負担金の抑制の観点から業務の重要度、優先順位の明確化、徹底した歳出の削減、構成市負担金の平準化を基本方針に掲げ、施設の安全、安定操業を念頭に編成いたしました。

それでは、予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出それぞれの予算総額を30億8,125万4,000円とし、第2条では一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第3条は同一款内における人件費の流用について定めるものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ30億8,125万4,000円とするものでございます。

それでは、予算内容につきまして順次ご説明いたします。歳入歳出とも前年度と比較して、主に増減額の大きい項目につきましてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比8,148万6,000円増の25億6,089万3,000円を計上するものでございます。構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が8億3,621万7,000円で、前年度比2,240万6,000円の増、白井市が1億2,267万円2,000円で、前年度比37万1,000円の減、鎌ヶ谷市が16億200万4,000円で、前年度比5,945万1,000円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

2款使用料及び手数料でございます。2項1目手数料につきましては、事業系一般廃棄物の搬入量の実績から増加を見込み、前年度比1,097万6,000円増の2億6,786万円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

5款1項1目繰越金につきましては、構成市ごとの繰越金額を柏市分4,931万4,000円、白井市分606万1,000円、鎌ヶ谷市分4,574万6,000円とするもので、前年度比452万6,000円減の1億112万1,000円を計上するものでございます。

6款1項1目雑入につきましては、前年度比566万2,000円増の3,287万6,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売払代で金属類の価格上昇が見込まれることによるものでございます。

こうしたことから、歳入総額、前年度比9,172万7,000円増の30億8,125万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比207万9,000円減の8,291万7,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、国からの通知等に基づく地方公会計制度導入関連業務が完了したことによるものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比1,912万9,000円減の2億9,832万4,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、あじさい敷地内にある水路用地の交換に係る経費及びPCB廃棄物処分関連業務の完了並びに修繕料における浄化槽汚泥脱水機1台の整備を延期したことによるものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

2目ごみ処理費につきましては、前年度比4,910万7,000円増の12億4,317万5,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、修繕計画に基づく修繕料の増額及び一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託や施設長寿命化計画策定業務委託の計上によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

3目共同化処理費につきましては、前年度比2,299万3,000円減の10億114万8,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、不燃ごみ選別処理業務委託における破碎機交換業務の減少によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。

4目周辺整備費につきましては、前年度比250万5,000円減の2億8,155万8,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、平成29年度分の廃棄物処理施設周辺整備実施計画に基づく廃棄物処理施設周辺整備基本設計業務委託の減額によるものでございます。

続きまして、36ページ、37ページをお開きください。

4款公債費でございますが、前年度比8,935万1,000円増の1億4,169万4,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、ダイオキシン類対策事業に係る平成27年度地方債借り入れ分の元金の償還が始まることによるものでございます。

6款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比9,172万7,000円増の30億8,125万4,000円を計上するものでございます。

以上で議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合理一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉文子議員） これより質疑を行います。

初めに、佐藤議員について質疑を認めます。

佐藤議員。

○7番（佐藤 誠議員） それでは、私は、予算書25ページ、3款の衛生費のごみ処理事務に要する経費の委託料の中から一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）等策定業務委託についてでありますけれども、この基本計画については現計画の見直しを含めた中で策定されると思っておりますけれども、次の3点について質疑いたします。

まず1点目が、計画策定の趣旨及び計画の概要について。2点目は、計画策定のスケジュールについて、それと最後の3点目がこの策定される基本計画が具体的にどのようにごみ処理の成果として反映されるのか。現行の計画があるわけですから、その状況についてお伺いいたします。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。初めに、1点目の予算書25ページ、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）策定の趣旨及び計画の概要につきましてお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的に策定するものがございます。また、計画の概要につきましては、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み、地域の開発計画などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設やごみ処理体制の整備、財源の確保などを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討するものとなります。

次に、2点目の計画のスケジュールでございますが、計画策定に当たっては組合議員や住民代表などで組織されます一般廃棄物処理基本計画審議会での審議を経て、計画を策定する予定でございます。審議会につきましては、年6回程度の開催を予定し、審議会に対する諮問に始まり、ごみ量の現状や個別施策などを審議していただき、素案を作成した後、パブリックコメントを経まして、平成31年1月ころにパブリックコメントの結果及び答申案を策定する予定でございます。

最後に、3点目の基本計画の成果についてでございますが、現行の一般廃棄物処理基本計画につきましては、目標年度を平成29年度とし、排出原単位を平成23年度比、約5%減の782グラム、総資源化率を平成23年度比、約5ポイント増の28.3%、最終処分量を3,500トン以下としております。現時点ではまだ計画期間内ではございますが、排出原単位におきましては、区域内における大型店舗の進出などの影響から平成28年度実績では819グラムと、37グラム未達成の状況であり、総資源化率につきましては、紙類や有価物回収の減少に伴い、平成28年度で20.8%、7.5ポイント未達成の状況でございます。

また、最終処分量におきましては、燃やすごみ等の搬入量に影響される部分も多くありますが、平成28年度で3,891トンと、391トン未達成の状況にあります。

しかしながら、一方では減量化、資源化などの啓発といたしまして、広報紙やホームページなどへの掲載、社会科見学などによる環境学習の充実、ごみ出しガイドブックの見直しなどの実施によりまして住民意識が向上したことから、家庭系ごみが減少するなど一定の効果もあらわれているところでございます。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で佐藤議員の質疑を終結いたします。

次に、日下議員の質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算について質問します。

1点目ですけれども、予算書25ページのごみ処理事務に要する経費の一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託として1,120万2,000円が計上されています。これについて策定の方法、スケジュール等をお示してください。

2点目、予算書27ページ、クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費について伺います。修繕料が3億9,812万1,000円で前年比よりも増額になっております。予算の概要によりますと、耐火物の修繕料等の増加が要因とありますが、この点について説明をお願いいたします。また、施設長寿命化計画策定業務委託497万8,000円について、今後の計画をお示してください。

3点目、予算書43ページになりますが、その他の手当について変更がされておりますので、その変更の内容と理由について説明をお願いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは4点ございました。初めに、1点目の予算書25ページ、一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託の策定方法及びスケジュールについてでございますが、組合議員や住民代表などで組織されます一般廃棄物処理基本計画審議会条例に基づく審議会での審議を経まして計画を策定していく予定でございます。また、策定に向けたスケジュールにつきましては、審議会の流れといたしまして、年6回程度の開催を予定し、審議会に対する諮問に始まりましてごみ量の現状や個別施策などを審議していただきまして、素案を作成した後パブリックコメントを経まして、平成31年1月ごろにパブリックコメントの結果及び答申案を策定する予定でございます。

次に、2点目の予算書27ページ、クリーンセンターしらさぎの耐火物修繕につきましては、2系焼却炉のダクトの損耗や腐食などの原因による耐火物の打ちかえが主なものとなります。なお、修繕料の増額分につきましては、ガス冷却室内に設置されております灰のかき寄せ機の修繕なども含まれております。

次に、3点目の予算書27ページ、今後、策定予定の施設長寿命化計画の内容につきましては、施設の概要及びこれまでの維持補修履歴の整理を行い、主要設備、機器リストの作成、設備の重要度の決定を初め、健全度の評価、劣化予測、整備スケジュールの検討を行いまして、性能水準達成に必要となる改良範囲の抽出や延命化に対する二酸化炭素排出量削減効果、事業費などを取りまとめ

る予定でございます。

最後に4点目の予算書43ページ、その他の手当の変更内容とその理由につきましてでございますが、前年度との比較でお答えいたしますと、初めに扶養手当のうち配偶者に係る手当につきましては、前年度の1万円から6,500円に、配偶者以外の扶養親族、これは子供に係る手当でございますが、1人8,000円から1万円に変更するものでございます。この手当の変更理由につきましては、平成28年8月の人事院勧告及び平成28年10月の千葉県人事委員会勧告に基づき、準用する鎌ケ谷市給与条例の一部改正が行われたことによりまして、当組合におきましても同様の措置を講ずるものでございます。

次に、住居手当のうち自宅に係る住居手当につきましては、前年度の4,500円から廃止とするものでございます。変更理由につきましては、準用する鎌ケ谷市給与条例の一部改正によるもので、国、千葉県及び近隣市の支給状況を勘案し、廃止したことから当組合におきましても同様の措置を講ずるものでございます。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 再質問します。

一般廃棄物処理基本計画策定について2点伺います。1点目は、平成25年3月に策定された当組合の一般廃棄物処理基本計画は、その目標を平成23年度比で平成29年度までに排出原単位で約5%削減、総資源化率で約5ポイント増加、最終処分量で3,500トン以下と掲げましたが、先ほどの答弁にもありましたけれども、達成状況は不十分であります。今後の基本計画策定に当たり、これまでの取り組みをどう総括するのが非常に問われると思います。その点での見解と、また今後5年間の計画に向けてどんなスタンスで臨むのかお聞きしたいと思います。

2点目ですが、基本計画策定の審議委員には組合議員も構成員になっております。議員の報酬は、日額6,800円とありますけれども、議員は自治体からの報酬に加え、組合議員報酬もあるわけですから議員の報酬はやめるべきではないでしょうか。

次に、クリーンセンターしらさぎの経費について伺います。1点目、修繕料の増加は施設の老朽化によるものなのか、それとも事故によるものか。また、このような支出は長寿命化工事によって解消されるものなのかどうか伺います。

2点目ですが、長寿命化工事の予算規模はおおよそどの程度になるものか。国の補助はどうなるのか。また、工事内容の特徴について、これまで議論されてきたことも含めてお示しいただきたいと思います。

○議長（小泉文子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 一般廃棄物処理基本計画における見解と策定に向けてのスタンスについてお答えをいたします。

現行の一般廃棄物処理基本計画においては、排出原単位、総資源化率及び最終処分量についてのおの目標値を設定しておりますが、いずれの目標値においても平成28年度実績で未達成という状況であり、目標達成については難しい状況であると考えております。次回の一般廃棄物処理基本計画の改訂に向けては、これまでのごみ処理実績及び各施策の実施状況などを踏まえまして、一般廃棄物処理基本計画審議会によりご審議いただき、より効率的かつ効果的な施策等を検討していきたいと考えております。

次に、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会委員の報酬についてでございますが、地方自治法第292条におきましては、地方公共団体の一部事務組合は、地方公共団体に関する規定を準用することとされております。また、地方自治法第203条の2におきまして、審議会等の委員報酬については、勤務日数に応じて支給するとされております。これらにより組合といたしましては、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会委員に対する報酬については、審議会における職務の対価であり、これらを支給することは妥当であるものと認識しております。

続きまして、クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費の増加の要因及び長寿命化工事による増加経費の解消についてお答えします。

クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費の増加の要因につきましては、主なもので施設修繕料となっております。これらは、施設の老朽化、経年劣化や処理工程における設備機器の摩耗、損耗が主な原因でございます。施設の長寿命化工事については、各設備、機器の劣化状況等を調査いたしまして、耐用年数が上回っているものや管理目標値に達したものを主として改修工事を実施することに加え、温室効果ガスの削減に向けた取り組みとして、省エネルギー機器の導入や機能改善を検討することとなります。

このようなことから、長寿命化工事の実施については、施設修繕料の低減に向けて一定の効果が見込まれるものと考えております。

最後に、長寿命化工事に係る予算規模、国の補助の概要及び工事の特徴についてお答えいたします。

長寿命化工事に係る予算規模及び工事の特徴につきましては、これから策定する施設長寿命化計画策定業務の中において検討してまいります。また、国の補助等につきましては、各自治体が実施する長寿命化の取り組みを含めた廃棄物処理施設の整備支援を目的とする循環型社会形成推進交付金等の活用を予定しております。この交付金につきましては、交付対象経費の3分の1または一部の先進的な施設においては2分の1の交付対象となっております。このような交付金等の特定財源を活用し、財政負担の軽減を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 第3問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 答弁結構ですので、意見だけ述べさせていただきます。



一般廃棄物処理基本計画は、審議会で議論されることになるわけですが、議会でも大いに議論をすべきであるというふうに考えます。その際、これまでの取り組みに対する総括が大変重要だと思うのです。大型商業施設のオープンで経済活動が活発になればごみがふえるのは仕方ないとしたら、ごみはふえる一方であるわけです。循環型社会形成推進法にも反することになります。今後、人口減少が叫ばれる中であって、とりわけ県内でも東葛地域の過大な焼却施設を縮小させていくという点においても、ごみの減量化への対策が必要であり、新しい計画に積極的な対策が盛り込まれるよう私も議会の議論を通して発信していきたいと思っております。

もう一点、長寿命化工事の件ですが、ただいま補助についてはご答弁ありましたけれども、費用ですとか工事内容についてはほとんど言及がありませんでした。しかし、過去にはいろいろと議論されております。平成25年度の予算案に長寿命化計画策定業務委託として892万5,000円が計上されましたとき、当時の議会では議員からの質問で、長寿命化とはどういうものなのか。工事による耐用年数はどうなのかに対して、当局のほうも答弁されて、ここに記録がありますけれども、一定程度というか、例えば「工事内容については施設全体を管理しております分散制御システム等の電気設備や焼却炉を保護している焼却炉耐火物、ごみの受け入れ設備等の施設の主軸を担う基幹的な設備を更新することになっております」といった答弁もなされているのです。また、事業費についても「約9億円弱の積算から改めて検討し、確定していく」といった答弁もされております。ここでは「平成25年度の早い段階において発注、契約する予定でございます」、こういう答弁もされているわけですが、この間にもダイオキシン工事が着工されたり、それからそれにかかわって炉の数についても議論されていたわけです。3炉から2炉へ縮小するというのは基本的なことだと思うのですが、こういうことについても今回全く言及がなかったのはなぜなのかと思いますし、やっぱり計画策定業務が今回予算化されたわけですから、議員に対して今後可能な限り丁寧に説明をしていただきたいと思いますし、次の議会で私もこの間どういう流れの中で今日に至っているかということも含めてまた質問をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 以上で日下議員の質疑を終結いたします。

次に、針貝議員の質疑を認めます。

針貝議員。

○4番（針貝和幸議員） 私のほうからは、予算書15ページの資源物売却代金ということで伺います。参考資料をお配りしていただきました。1枚目は、当組合の売り払い、種別ごとの、品目ごとの売り払いと年度ごとの売り払い。2ページ目は、これは何者見積もりしているのかという、そういったものです。3ページ目は、これは各市、近隣4市の売り払い価格を表示していただきました。これに基づいていろいろ伺っていききたいと思います。やはり近年リサイクルなどが重要でありますし、そしてやはりこの資源物の売り払い、資源物というのはやっぱり市民の貴重な財産なのでとっ

でも高くできればいいかなというふうに思っております。

それでは、最初の質問として過去10年間の資源物売り払い価格の推移、同じく市場価格の推移、入札状況の推移、近隣市の価格についてお知らせください。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号のご質疑についてお答えいたします。お尋ねは、過去10年間の資源物の売り払い価格、市場価格、入札状況、近隣市価格のそれぞれの推移についてでございます。

初めに、資源物売り払い価格の推移でございますが、平成20年度から平成29年度までの10年間における各品目の1キログラムでの単価でお答えいたします。

初めに、金属類でございますが、鉄プレスにつきましては、沼南地域分で2円から17円、鎌ヶ谷市分で2円から20円、アルミプレスにつきましては沼南地域分及び鎌ヶ谷市分ともに30円から100円の範囲で推移してございます。

次に、紙類でございますが、新聞につきましては、沼南地域分で2円から7.7円、鎌ヶ谷市分で2円から9円、雑誌につきましては沼南地域分及び鎌ヶ谷市分ともに1円から6円で、段ボールにつきましては、沼南地域分で1円から6円、鎌ヶ谷市分で1円から7.5円の範囲で推移してございます。

布類につきましては、沼南地域分及び鎌ヶ谷市分ともにゼロ円から1円で推移してございます。

最後に、カレットになります。色別で異なりますが、沼南地域分及び鎌ヶ谷市分とも白カレットは0.5円で売り払いを行っておりますが、茶カレットにつきましては無料で引き取っていただいている状況でございます。

次に、市場価格の推移でございます。再生資源リサイクル業界におきます市場価格につきましては、古紙類で回収問屋の買値、鉄スクラップではメーカーの買値、非鉄スクラップでは直納問屋の買値におきまして、1トン当たりの単価をキログラム単位での換算となりますが、鉄プレスで3.44円から18.35円、アルミプレス10円から70.87円、新聞6.67円から9.49円、雑誌3.28円から8円、段ボール5.06円から8.63円の範囲で推移し、布類につきましては1円で取り引きされております。

次に、入札状況でございますが、沼南地域分におきましては随意契約により、また鎌ヶ谷市分につきましては、見積もり合わせによる業者選定を実施しております。

最後に、近隣市の価格でございますが、資源物処理及び搬出方法などで違いがございますが、近隣4市の過去5年間の平均価格の推移によりお答えいたしますと、鉄プレスで12.73円から23.24円、アルミプレス111.23円から164.28円、新聞7.61円から14.13円、雑誌6.08円から10.83円、段ボール6.54円から12.5円、布類で5.55円から9.13円の範囲で、また白カレットは0.35円、茶カレットは0.1円となっております。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 第2問、針貝議員。

○4番（針貝和幸議員） ありがとうございます。今お答えいただいたみたいに、例えば鉄プレスは鎌ケ谷市、柏市沼南地域、2円から20円というところ、他市だと近隣12円から23円で、アルミだとこちら鎌ケ谷市、柏市沼南地域が30円から100円のところ、他市だと111円から164円ということに。その他新聞とかも、行政がまとめて集めて、まとめて持っていくのでこの市場価格よりも高くなるという、こういったことがあるので、この柏市沼南地域、鎌ケ谷市も、もっともっと高く売れるのではないのかなというふうに思います。

それでは、2回目の質問として、まずこの柏市沼南地域のときと、鎌ケ谷市のこの価格差なのですが、金属だと平成20年の第1期と第2期、それについては同じ。しかし、紙のほうは21年度と22年の第1期を除いては、ずっと柏市沼南地域のほうが高くなっております。なぜこの柏市沼南地域のほうが高いのか。なぜ同じ価格にならないのか、お聞かせください。

次に、柏市沼南地域と鎌ケ谷市では業者の指名の範囲が違うのか。柏市沼南地域は、ずっとこの1者で続いているわけですが、もし違うならこの違う理由というのを教えてください。

次に、どうして見積もり合わせなのかと。他市のほうが全般的に高いので、他市は入札などしていないのかということと、本組合はなぜ入札にしないのかお聞かせください。そして、1円でもやっぱり高く売ったほうがいいわけですから、売り払い価格を高くする努力をどのように行っているのか、また行う予定なのかお聞かせください。

○議長（小泉文子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 資源物の売り払いに関するご質問についてお答えいたします。

初めに、鎌ケ谷市分と比較し、柏市沼南地域分が高い理由及び価格の差異についてでございます。金属類につきましては、平成20年度第3期以降は、両区域とも同額で推移しておりますが、紙類については、昨今柏市沼南地域分のほうが若干高い結果となっております。この価格差についてでございますが、柏市沼南地域分は、ごみ収集運搬業務受託者であります契約者が集積所から回収し、紙類を直接問屋へ持ち込み、売却を行っており、一方、鎌ケ谷市分は行政回収で集めた紙類を一時中間処理施設へ搬入し、選別後、適宜資源物売り払い業者に引き取りに来ていただき、売却を行っていることから、鎌ケ谷市分においては指定場所までの引き取り費用等の運搬費が価格に影響しているものと考えております。

また、売り払い業者の違い及び理由についてでございますが、まず地場産業育成の観点からおの区域に事業所を有する事業者に対し契約を行っており、分別収集制度の違いや処理工程、ストックヤードの貯留量の要件により、紙類は柏市沼南地域分ではごみ収集運搬業者へ、鎌ケ谷市分では資源売り払い業者へ引き渡しを行っております。

次に、見積もり合わせについてでございます。鎌ケ谷市分については、市内の取り扱い業者を選定し、その業者の中より単価見積書を提出させ契約を行っており、提出書類等に違いはありますが、

指名競争入札と同程度の手続にて見積もり合わせを実施しております。

他市の入札状況についてでございますが、近隣4市の契約方法としましては、見積もり合わせを初め見積もり聴取及び事業者と協定を締結し、月ごとの価格の検討委員会にて決定するなどの手法を採用しております。

最後に、本組合における入札制度の採用及び売り払い価格を高くしていく努力等につきましては、今後、資源物の品質及び搬出方法、価格の見直し時期について近隣市の事例を参考に検証を行い、契約内容等について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 第3問、針貝議員。

○4番（針貝和幸議員） 今の柏市沼南地域と鎌ヶ谷市の紙の売り払いの値段が違うというところで、柏市沼南地域分は契約者が集積所から回収し、紙類を直接問屋に持ち込み売却を行っているということ。一方、鎌ヶ谷市は、行政回収で集めてきた紙を中間処理施設に搬入し、選別して、そして資源売り払い業者が引き取りに来ていただいて、売却を行っているというご答弁をいただきました。ここで、よくわからないのが、これも市民からいただいた相談なので、鎌ヶ谷市は行政回収でまず1カ所に集めてくると。そして分別してあるものを業者が持っていだけ。柏市沼南地域のほうは、いろいろなところをこうやって自分たちで集めていって集積所を回って、それで分別して売ると。ということは、鎌ヶ谷市のほうが1カ所にあるものを1カ所から持っていだけなので、高くなると思うわけなのです。実際、平成21年の第1期から第4期まで見てもらいたいのですが、この第1期から第4期、そして平成22年の第1期も、この柏市沼南地域より鎌ヶ谷市のほうがべらぼうに高く売れているわけなので、この辺のところは何か、私のいろいろ勘違いもあるのかどうか。もうちょっと詳細をお聞かせいただきたいなと思います。

そして、次に、鎌ヶ谷市はこの市内の取り扱い業者をどのように選定しているのですか。それぞれ何者ほど選定しているのか。また、この選定基準のようなものがあつたら、お聞かせください。

そして、最後に、柏市沼南地域は全てこの資源物1者見積もりですが、その理由をお聞かせください。

○議長（小泉文子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 柏市沼南地域分と鎌ヶ谷市分の紙類の売り払い方法の違いについてお答えいたします。

まず、柏市沼南地域分でございますが、集積所に出された資源ごみのうち新聞、雑誌、段ボールは品目ごとに回収しており、その回収後、ごみ収集運搬業者が直接問屋へ持ち込み、売却を行っております。一方、鎌ヶ谷市では集積所に出された資源ごみを一括して回収し、中間処理施設へ運搬、選別作業を経て売り払い業者へ引き渡しを行っております。

次に、鎌ヶ谷市分の見積もり合わせの件、各品目の選定業者数でございますが、直近の実績にお

いては、鉄類で2者、紙類で3者、布類で2者となっております。また、業者の選定基準につきましては、鎌ヶ谷市内に主たる事業所を有し、かつ実質的な本地域での活動として当組合や構成市あるいは近隣市で取り引き実績を有している業者としております。

最後に、柏市沼南地域の1者見積もりについてお答えいたします。柏市沼南地域については、資源ごみの中の鉄類及び布類では、選別、加工等の中間処理を民間事業者へ委託していることから、当該中間処理業者と直接売り払い契約を締結していることから、1者見積もりとしております。また、紙類につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、収集から売り払い業務を一貫して行っていることから、ごみ収集運搬業者の1者見積もりとしております。

最後に、カレット類でございますが、容器包装リサイクル法に基づく再商品化処理事業者であり、自社工場にて再資源化を行える事業者の1者見積もりとしております。

以上でございます。

○議長（小泉文子議員） 以上で針貝議員の質疑を終結いたします。

次に、小田川議員の質疑を認めます。

小田川議員。

○2番（小田川敦子議員） 白井市の小田川敦子です。よろしく申し上げます。議案第2号、一般会計予算書の32ページになります。周辺整備事業の管理運営に要する経費について質問をいたします。

廃棄物処理施設周辺整備実施計画に基づいて、今後事業を実施していく計画となっておりますが、平成30年度当初予算の特徴でもある次の3点について、その使途目的と第1期整備工区に対してどれくらいの対象を見込んでいるのかを伺います。

委託料の中の不動産鑑定評価委託、物件調査業務委託、分筆測量業務委託、こちらの3点になります。お願いいたします。

○議長（小泉文子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号のご質疑についてお答えいたします。

平成28年3月に策定いたしました廃棄物処理施設周辺整備実施計画につきましては、廃棄物処理施設周辺整備基本計画を踏まえ、着実に事業を推進していくため整備優先エリアの事業期間を3期に分け、事業財源や実施スケジュールを示したものでございます。

第1期整備につきましては、平成29年度から平成33年度までの5年間で整備優先エリアの北側を親水公園として整備することとしてございます。

ご質疑の不動産鑑定評価委託及び物件調査業務委託につきましては、廃棄物処理施設周辺整備実施計画に基づく事業を実施していくものとして、第1期整備エリア内で用地取得を予定しております地権者4名の約1万800平米のうち、地権者2名の約4,500平米の用地を対象として実施するもの

で、今後地権者との用地交渉などを行う資料として活用するものでございます。

また、分筆測量業務委託につきましては、不動産鑑定評価委託及び物件調査業務委託を実施するに当たり、地積測量図と現況が異なる土地の境界を確定するために行うものでございます。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 第2問、小田川議員。

○2番（小田川敦子議員） 2問目の質問をいたします。地権者4名の約1万800平米のうちの地権者2名の約4,500平米の用地を対象としているというご答弁でした。それでは、不動産鑑定評価委託と物件調査業務委託の業務範囲ですが、第1期整備エリアを2つに分けて行うことの意味について伺います。

○議長（小泉文子議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 業務範囲を約半分といたしますのは、第1期整備エリア内の用地につきましては、取得面積約1万800平方メートルを4,500平方メートルと6,300平方メートルとに2カ年に分けて購入いたしますことは、単年度の事業費の負担を軽減いたしまして、予算の平準化を図ることを目的としてございます。

○議長（小泉文子議員） 第3問、小田川議員。

○2番（小田川敦子議員） 平成13年に策定されたマスタープランでは事業費が約74億4,000万円を見込んだ大規模な計画でした。その後、計画の見直しの過程において地域住民のご理解もいただき、事業費の縮減が図られ、実現可能な基本計画を策定し、やっと30年度から用地交渉に向けて動き出そうとしています。平成26年に行われた専門部会の議事録の中に、「15年間何ひとつやっていない。何も変わっていないのではないか」という委員からの厳しい意見がありました。今後は、近隣住民の期待を裏切ることなく、周辺整備の完成を待ち望んでいる方々のために計画を進めていかなければならないと思います。そのためにも用地交渉で地権者とお会いするときには誠意を持って対応し、もちろん、そうして対応されていच्छゃるとは思いますが、改めてお願いをし、単年度事業費の負担を軽減して予算の平準化を図り、計画どおりに事業を進めていくことは大切なことと考えます。そこで、3回目の最後の質問をいたします。

第1期整備のスケジュール、流れについてお示してください。

○議長（小泉文子議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） 第1期整備のスケジュールにつきましては、平成30年度は、まず第1期整備エリア内の約4,500平方メートルの用地の不動産鑑定評価業務及び物件調査業務委託を行いまして、平成31年度にはその約4,500平方メートルの用地を購入いたしますとともに、残りの約6,300平方メートルの用地の不動産鑑定評価業務及び物件調査業務委託を行います。また、第1期整備エリア内の実施設計業務を行うことといたします。

平成32年度は、残りの約6,300平方メートルの用地を購入してまいります。そして、平成33年度に

は、第1期整備エリア内の工事を行いまして、親水広場として整備をしまいたします。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算について反対の立場で討論をいたします。

予算案は、予算編成の基本方針にも示されるように、徹底した歳出削減に取り組み、効率的で効果的な予算編成に努めるとしてあります。歳入の8割超が構成市の分担金と負担金による当組合の予算は、基本方針に構成市の厳しい財政運営に鑑み、職員一人一人がコスト意識を強く持ち云々とありまして、一部事務組合のご苦勞がよくわかります。

今回、当組合の職員の給与削減の特例条例案も出され、25年度から連続して職員給与が削減されています。また、先ほども指摘いたしましたように、働く人々の実質賃金の下がり家計消費が冷え込んでいるもとの、特別職や議員がそれぞれの自治体からの議員報酬に加え、当組合からの報酬も受け、さらに今回の予算に一般廃棄物処理基本計画策定に向けた審議会委員としても報酬を受けるといった二重三重の報酬の支出が果たして市民から理解が得られるのでしょうか。今回人事院勧告で職員給与の引き上げとともに、特別職や議員の報酬も引き上げられました。市民の暮らしの実態から考えれば、このことも含め到底市民の理解は得られないと思います。特別職と議員の報酬に異議を唱え、予算案に反対をいたします。

以上です。

○議長（小泉文子議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉文子議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は、可決することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（小泉文子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをおもちまして、平成30年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。慎重審議大変ご苦勞さまでした。

以上をおもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 4時14分 閉会